

令和 6 年 12 月 20 日



守山市 記者提供 資料

担当部署 人権政策課
担当者 貝増、尾野
電話 077-582-1116
FAX 077-582-0539

滋賀県パートナーシップ宣誓制度導入にかかる本市の対応

趣旨・目的

- ・滋賀県では、令和 6 年 9 月 1 日にパートナーシップ宣誓制度を導入されました。県のパートナーシップ宣誓制度は、一方または双方が LGBT 等の当事者であり、人生においてお互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係（パートナーシップ）を宣誓し、滋賀県がその宣誓書を受領したことを証明するものです。
- ・本市においても、滋賀県の当制度の趣旨に鑑み、令和 7 年 1 月 6 日から各種行政サービスについて、県の「受領証」の提示・確認をもって、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として取り扱いをします。

対象となる本市の行政サービス

- ・市営住宅入居申込み（担当：建築課）
- ・犯罪被害者への支援金支給（担当：危機管理課）
- ・防火防災訓練中の事故等に係る損害補償（担当：危機管理課）
- ・非常勤消防団員への退職報償金支給（担当：危機管理課）
- ・罹災弔慰金の支給（担当：健康福祉政策課）
- ・災害弔慰金の支給（担当：健康福祉政策課）
- ・不育症の治療に対する助成（担当：母子保健課）
- ・介護保険負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）申請（担当：介護保険課）

※今後においても、政府方針等を踏まえて、運用可能な行政サービスを随時追加します。

周知方法 市広報（1/15 号）、市ホームページ等

参考資料

- ・滋賀県パートナーシップ宣言書および受領証…[資料 1](#)

※滋賀県パートナーシップ宣誓制度についての詳細は、
県のホームページをご覧ください。（右記の二次元コードから）



別 記
様式第 1 号（第 4 条関係）

（表）

パートナーシップ宣誓書

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

私たちは、滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、パートナーシップ（当事者の一方または双方が、性的指向が異性のみの者以外の者またはジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係）にあることを宣誓します。

（宣誓をする者）

（宣誓をする者）

フリガナ 氏名		
（上の欄に通称を記入した場合） フリガナ 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所		
子の氏名 （生年月日）	（ 年 月 日）	（ 年 月 日）
子の氏名 （生年月日）	（ 年 月 日）	（ 年 月 日）

（代筆者）

（代筆者）

フリガナ 氏名		
住所		

【県記入欄】

受領証交付日	年 月 日
受領証番号	

受付印

--

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

（裏）

パートナーシップの宣誓に当たっての確認

私たちは、滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップの宣誓をするに当たり、下記の確認事項欄の記載内容が事実と相違ないことおよび同要綱の規定を遵守することを確認します。

また、現況確認のため、住民票、戸籍等に記載されている事項について、県が表面に記載されている住所の所在する市町等に確認することに同意します。宣誓の有無等について、受領証の提示先から県に確認が求められた際は、県が回答することに同意します。

記

（宣誓をする者）

（宣誓をする者）

フリガナ 氏名（戸籍上の氏名）		
電話番号		
【確認事項】 宣誓の要件（第 3 条）（該当する□内に✓印を記入してください。）		
第 1 号（年齢要件）	☐ 成年に達している。	☐ 成年に達している。
第 2 号（独身要件）	☐ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（パートナーシップにある者を除く。）を含む。）がなく、パートナー以外の者とパートナーシップにない。	☐ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（パートナーシップにある者を除く。）を含む。）がなくパートナー以外の者とパートナーシップにない。
第 3 号（近親者でない）	☐ パートナーと近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。）（養子縁組によって近親者となった者を除く。）でない。	☐ パートナーと近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。）（養子縁組によって近親者となった者を除く。）でない。
第 4 号（居住要件）	☐ 県内在住 ☐ 県内在住予定 ☐ 県外在住	☐ 県内在住 ☐ 県内在住予定 ☐ 県外在住

【県記入欄】

氏名	確認書類	備考
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）	
	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）	

様式第2号（第7条関係）

※表面のデザインは選べます。

（表1）

第 号

滋賀県パートナーシップ宣誓書受領証

滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づく
パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

【本人】 【パートナー】

（ 年 月 日生） （ 年 月 日生）

年 月 日

滋賀県知事 ○○ ○○ 印

（表2）

第 号

滋賀県パートナーシップ宣誓書受領証

滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づく
パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

【本人】 【パートナー】

（ 年 月 日生） （ 年 月 日生）

年 月 日

滋賀県知事 ○○ ○○ 印


滋賀県人権啓発キャラクター
「ジンクンダー」

（裏1）子の氏名を記載する場合

滋賀県では、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を増進するとともに、パートナーシップに係る当事者の不安や生活上の不便の軽減につなげることににより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することを目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】 子の氏名等（記載の希望がある場合）

子の氏名	子の氏名
（ 年 月 日生）	（ 年 月 日生）
子の氏名	子の氏名
（ 年 月 日生）	（ 年 月 日生）

【特記事項】 戸籍上の氏名（通称使用時）

【緊急連絡先等（自由記載）】

発行：滋賀県（総合企画部人権施策推進課 電話：077-528-3533）

（裏2）子の氏名を記載しない場合

滋賀県では、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を増進するとともに、パートナーシップに係る当事者の不安や生活上の不便の軽減につなげることににより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することを目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】 戸籍上の氏名（通称使用時）

【緊急連絡先等（自由記載）】

発行：滋賀県（総合企画部人権施策推進課 電話：077-528-3533）

注 寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。